

令和5年度 水洗便所改造等資金および排水設備設置資金の貸付事務取扱い

項目	令和5年度	備考
1. 貸付の要件 (1) 支払能力を有すること (条例第2条第2号第1号)	<p>① 収入が下記の額に満たない場合であっても相当の収入があると認められる者。 ② 申請年度の前年の所得証明書を添付すること。(ただし、所得証明書が発行されていない期間については前々年分の所得証明書を添付すること)</p> <p>○ 貸付基数1基46万円の場合 年収1,074,000円以上 年間収入が生活保護世帯(65歳以上で1人世帯)の扶助額で貸付金の年間償還額(46万円借入で40回返済の138,000円とする)を加えた額以上の収入を有する者。</p> <p>○ 貸付基数複数の場合 2基 年収1,212,000円以上 3基 年収1,350,000円以上 4基 年収1,488,000円以上 5基 年収1,626,000円以上 6基 年収1,764,000円以上 7基 年収1,902,000円以上 8基 年収2,040,000円以上</p>	<p>① 収入が基準に満たない場合でも、同居している家族の収入もしくは親族※からの仕送りと合算で基準額を満たす場合は貸付を受けられる。 (所得基準に関する理由書および収入の補てん者の前年度の所得証明書の提出が必要) ② 建物所有者に収入が全くない場合・・・・・親族※が理由書を添えて申請できる。 ③ 建物所有者が死亡している場合・・・・・現に建物を所有している者が理由書を添えて申請できる。 ④ 建物所有者から許可を得た占有者(賃貸契約の借主)が申請する場合。</p> <p>※親族とは 6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族のこと。</p>
(2) 市税を滞納していないこと (条例第2条第2項第2号)	① 申請年度の前年度の完納済納税証明書(市・道民税、固定資産税)を添付すること。 非課税の者にあっては年税額欄に非課税と記載のある課税証明書。	① 市税の滞納要件について、前年度分の市税および企業局に対する全ての債権に滞納がないこととする。
(3) 確実な連帯保証人 (条例第2条第2項第3号)	<p>① 連帯保証人は1,438,000円以上の収入または所得を有すること。 (申請年度の前年の所得証明書添付のこと)</p> <p>② 連帯保証人についても申請年度の前年度の完納済納税証明書(市・道民税)を添付すること。非課税の者にあっては年税額欄に非課税と記載のある課税証明書。</p>	① 確実な連帯保証人とは、収入要件のほかに、前年度分の市税および企業局に対する全ての債権に滞納がないこととする。
(ア) 原則として市内に住所を有すること (規程第2条第1号)	<p>① 申請時に市内に住所を有すること。ただし、その後の移動についてはこの限りではない。</p> <p>② 申請者との続柄が親・子・兄弟、配偶者の親・兄弟の場合は市外居住者でも良い。</p>	① 配偶者は連帯保証人になれない。
(イ) 独立の生計を営む者に準ずる者 (規程第2条第2項)	<p>① 同居の親族の場合は配偶者を除き、収入要件を満たした者は連帯保証人になることが出来る。 (申請年度の前年の所得証明書添付のこと)</p>	① 1,438,000円以上の所得を有する者。
2. 貸付基数等の制限	① 貸家(専用住宅・併用住宅に限る)・アパートの所有者は368万円以内。 (8基相当分、ただし、1基あたり46万円以内)	
(1) 水洗便所改造等資金	② 貸付金の当該年度の合計は368万円以内。	
(2) 排水設備設置資金	① 1棟1槽につき20万円以内。	
3. 償還方法 50ヶ月以内を認める場合 (条例第4条第1項第2号)	① 申請者の収入または所得が174万円以下で、貸付額が46万円以下で、40ヶ月の償還が困難であると認められる場合。	① 申請者の収入が下限に近い場合。(50回償還の理由書と償還の理由を明らかにできる書面の提出が必要)
4. 貸付の対象外	<p>① 官公庁、法人の所有する建物。</p> <p>② 建築確認を要する新築および増改築。</p> <p>③ 居住用でない建物。(店舗、事務所、工場等)</p> <p>④ 年間給与収入額が1,195万円(所得1,000万円)を超える者。 ただし、所得金額調整控除が適用されている場合は年間給与収入額が1,210万円(所得1,000万円)を超える者。</p>	① 併用住宅は可とする。